

# 早期復旧に向けて

— 「令和2年7月豪雨」 —

このたび、7月6日未明から降り続けた雨は、町内各所に甚大な被害をもたらしました。

家屋・事業所への土砂の流入や、田畑への土砂の流入などにより、甚大な被害を受けた皆様は、衷心よりお見舞いを申し上げます。

気象庁では令和2年7月3日からの豪雨に対して、「令和2年7月豪雨」と名称を定めました。

今回の災害は、同じ地域に長時間、激しい雨が続く「線状降水帯」が発生したことが原因だと考えられています。

昨今の異常気象や、想像を超える雨量など、これまでの常識を超える自然災害は今後も、どこでも起こりえます。

地域ごとの、危険箇所の把握、水害・地震など、それぞれの避難経路の検討・確保、高齢者などへ

の支援、被災の実態を踏まえた訓練の実施、そして、その体制づくりこそが重要な課題であることを痛感いたしました。

政府は、今回の災害に対し、当町に「災害救助法」の適用をいたしました。これにより、町が救助の実施主体として、被災者の費用の負担なしに、被害の状況に応じて、物資や食事、生活必需品などの供与を行うことが可能となりました。

こういった制度を最大限活用するとともに、国・県や関係機関と連携しながら、被害箇所の早期復旧に取り組んで参ります。

被害を受けた住民の皆様には、まだまだご不便をおかけしますが、一日も早く平穏な暮らしに戻ることを切に願ひ、町としても、より一層尽力して参ります。

玖珠町長 宿利 政和

## ◆◆◆ 被災後の相談窓口一覧表 ◆◆◆

被害の区分	内 容	担当課	直通電話番号
建物の被害	災害ごみに関する事	住 民 課	☎ (72) 1113
	り災証明書の発行（現地調査）に関する事	税 務 課	☎ (72) 1114
	住宅の応急修理に関する事	福祉保健課	☎ (72) 1115
	浸水した家屋の感染症対策（消毒液・消石灰配布）に関する事	子育て健康支援課	☎ (72) 2022
町道	被害復旧工事に関する事	建設水道課	☎ (72) 1240
準用河川	被害復旧工事に関する事		
給水施設	被害復旧の補助に関する事	建設水道課	☎ (72) 7162
農地（田・畑）	被害復旧工事に関する事	農 林 課	☎ (72) 7164
農業用用・排水路	被害復旧工事に関する事		
農道・林道	被害復旧工事に関する事		
農作物	農作物関係の被害に関する事		
畜産関係	畜産関係の被害に関する事		
農業用施設	農業用施設の被害に関する事		
その他	災害に伴う税相談に関する事	税 務 課	☎ (72) 1114
	被災者の心身のケアに関する事	子育て健康支援課	☎ (72) 2022
	上記以外で今回の災害に関する事	基地・防災対策課	☎ (72) 1891

◆ お問い合わせは、上記の直通の電話番号へおかけください。

# 各種支援・手続き（主なものを掲載します）

## り災証明書の申請手続き

「り災証明書」は住宅の被害程度について証明するものです。税務課で申請後、職員が住宅の被害認定調査を行い、調査結果に基づき、「り災証明書」が交付されます。

問 税務課 ☎（72）1114

## 消毒液と消石灰の無料配布

家屋の被害（床上・床下浸水）に遭われた方に、消毒液と消石灰を無料で配布します。

※背負い噴霧器（手動）2台と電気噴霧器1台の貸出しが可能です。予約状況によりますので、事前にお問い合わせください。

問 子育て健康支援課 ☎（72）2022

## 住宅の応急修理

住宅が大規模半壊・半壊・準半壊となり、復旧が困難な方に対して、被災した住宅の屋根・居室・台所・トイレなど日常生活に必要な最小限の部分を応急修理します。着工前に必ずご相談ください。必ず着手前の写真が必要です。

問 福祉保健課 ☎（72）1115

## 税金や保険料の減免・猶予制度

災害などによって納付が著しく困難になった人には、税金などが減免・猶予される制度があります。

問 税務課 ☎（72）1114

## 生活の困りごとについて

当面の生活に関する困りごと等の相談をお受けします。

問 玖珠町社会福祉協議会 ☎（72）5513

## 町営住宅などの提供

住宅が全壊・半壊もしくは床上浸水などで住宅に困窮している方を対象に町営住宅を6か月間無償で提供します（被害状況によって期間は変わります）。

問 建設水道課 管理班 ☎（72）7163

## 税の減免

### ◆ 固定資産税の減免

次に掲げる被害を受けた固定資産（土地・家屋）が原状回復されていない場合、令和2年度固定資産税額のうち、被害を受けた固定資産の税額の減免を受けられる場合があります。

- 1 申請期限 令和2年9月30日(水)
- 2 提出場所 玖珠町役場 税務課
- 3 対象となる固定資産及び減免対象となる被害割合

(1) 土地 固定資産税が課税されている土地で、面積の20%以上の被害を受けた土地

※復旧し、原状回復している土地は減免の対象なりません。

(2) 家屋 固定資産税が課税されている家屋で、床上浸水以上の被害を受けた家屋

※修復又は居住の用など、すでに活用している家屋は、減免の対象なりません。

### 4 申請方法

減免申請書の提出が必要です。減免申請書は、ホームページでダウンロードまたは、税務課窓口に用意しています。

※減免申請受付後、土地・家屋の現地調査をします。

- 5 お問合せ先 税務課 資産税班 ☎（72）1114

### 公共料金などの減免

### ◆ 水道使用料金の減免

令和2年7月豪雨の被災により、家屋の損壊、床上、床下浸水などの被害を受けた世帯について、清掃に使用した分の水道料金を減免します。

- 1 減免の対象者 令和2年7月豪雨による影響で浸水被害を受け、家屋・家財の洗浄などのために水道を使用した方。

### 2 減免内容

令和2年8月水道使用料金（災害時の使用水量が含まれる検針月）

### 3 算定方法

検針水量より前3カ月間の平均使用水量を差引きした水量を減免します。

### 4 申請書の添付書類

被災状況がわかる書類（り災証明書や写真など）

- 5 お問合せ先 建設水道課 水道班 ☎（72）7162